

島原地域広域市町村圏組合在宅医療・介護連携推進事業実施要綱

平成 29 年 2 月 22 日告示第 3 号

改正 令和 3 年 3 月 29 日告示第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 2 項第 4 号及び地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長）に基づき、在宅医療・介護連携推進事業（以下「事業」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、島原地域広域市町村圏組合とする。

(事業内容)

第 3 条 この事業の内容は次に掲げるものとする。

(1) 現状分析・課題抽出・施策立案（計画）

- ア 地域の医療・介護の資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進

(2) 対応策の実施

- ア 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- イ 地域住民への普及啓発
- ウ 医療・介護関係者の情報共有の支援、知識の習得等のための研修などの地域の実情に応じた医療・介護関係者の支援

(3) 対応策の評価の実施、改善の実施

第 4 条 島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）は、前条に掲げる事業を適切な事業運営が確保できると認められる法人等に委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた法人等（以下「実施法人等」という。）は、その事業の実施に当たっては、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

3 実施法人等は、その事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分するとともに経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるものとする。

(関係機関との連携)

第 5 条 管理者は、前条に掲げる事業を円滑に運営するため、関係団体と密接に連携を図るものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第10号）
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。